

## 人クローンに関する海外主要国の規制の最新動向

本年 1 月に米国ザボス教授及びイタリアのアンティノリ医師等が、不妊治療目的の人クローン産生を行うと発表。

この計画の発表を受けて、科学技術政策担当大臣と文部科学大臣との連名で人クローン産生禁止というメッセージを発し、研究者のみならず国民に対し、このような海外の計画に関わることをないようお願いした。

さらに、我が国から G 8 各国に対し、

- ・人クローン産生は容認できないという我が国の考え方
- ・デンバーサミット等で示された国際的な規律に従って、世界各国が適切な措置をとり、国際的協調のもとで取り組むことが重要であること
- ・法規制を有していない国に対しては防止に向けた実効ある取組への検討をさらに加速されることを期待すること

などを伝えてきているが、G 8 各国の最近の動向以下の通り。

## 【米 国】

本年3月、ブッシュ大統領は、人クローン産生禁止と禁止法の制定に対し前向きな考えを表明。

また、下院エネルギー商業委員会の監視・調査小委員会で人クローン計画を発表したザボス氏などを召喚し公聴会を開催。

3月～4月にかけて複数の議員から人クローン産生を禁止する法案が提出されている。

## 【カナダ】

本年5月、保健大臣は、人クローン産生の禁止、関連研究の規制等を内容とする「生殖医療法」の草案を議会下院の保健問題常設委員会に付託し、来年1月末までに検討結果をまとめるよう要請。

早ければ、来年1月の検討結果を踏まえ、議会下院に正式に法案が提出され審議の予定

## 【英 国】

従来「ヒト受精・胚研究法」で与えられた権限に基づき行政機関が運用により人クローンを禁止していたが、本年4月、保健省は人クローン産生を明確に禁止する法案を提案する旨発表。

## 【イタリア】

従来より、保健・衛生省令で人クローン産生を禁止。  
本年3月、人クローン産生を禁止する生命倫理条約追加議定書批准を伊下院が可決。

## 人クローンに関する主要国の規制の状況

国名	規制の状況
日本	クローン技術規制法により、人クローン産生を禁止。
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1997 年人クローン産生禁止法案を提出したが、廃案。</li> <li>・ 現在、連邦レベルで人クローン産生を直接規制する法律はないが、既存の国内法の適用で実質的な規制は可能。なお、政府の研究予算は支出されない。</li> <li>・ 本年 3 月、ブッシュ大統領は、人クローン産生禁止と法制定に前向きな考えを表明。</li> <li>・ また、本年 3 月～ 4 月、複数の議員が人クローン産生禁止法令案を提出している。</li> </ul>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1996 年人クローン産生禁止も含む生殖医療規制法案を提出したが、廃案。</li> <li>・ 現在は、連邦政府の指導によりヒト胚のクローン作成等の行為を抑制（モラトリアム）し、政府の研究予算は支出されない。</li> <li>・ 本年 5 月、人クローン産生を禁止等を内容とする法律草案を常設委員会に付託。</li> </ul>

英 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人クローン胚の作成は、ヒト受精・胚研究法でヒト胚研究の目的を限定して許可。人クローン産生については行政機関の運用により禁止。</li> <li>・ 本年4月、人クローン産生を明確に禁止する法案を提出する旨発表。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命倫理法の規定により人クローンの産生を事実上禁止</li> <li>・ 現在、さらに明確に人クローンを禁止する改正生命倫理法案を政府部内で準備中。</li> </ul>
ド イ ツ	胚保護法で人クローン胚の作成を禁止。
イ タ リ ア	保健・衛生省令でクローン個体産生を禁止。
ロ シ ア	2000年人クローン産生禁止法案を提出したが廃案。現在は特段の規制なし。